

統計基準部会  
第14回議事録

内閣府大臣官房統計委員会担当室

第14回統計基準部会  
議事次第

日 時：平成25年8月27日（火）12:57～13:48

場 所：中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

日本標準産業分類の変更について

3. 閉 会

○深尾部会長 定刻まで3分ぐらいありますが、全員おそろいのようなので、「第14回統計基準部会」を始めさせていただきたいと思います。

本日は、県委員及び菅専門委員が御都合により御欠席です。

本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認をお願いします。

○佐々木内閣府統計委員会担当室企画官 それでは、議事次第をおめくりいただきまして、資料1といたしまして、前回の部会での指摘事項への回答「リラクゼーション業の呼称について」という資料が経済産業省から出されております。これは1枚紙で、表紙だけです。裏面なしです。

資料2といたしまして、今回の答申、ホチキスでとめてありますけれども、それがワンセットです。

その後ろに、参考1としまして審議スケジュールと、参考2といたしまして前回の結果概要をつけさせていただいています。

メインの方につきましては、いつものことですけれども、論点メモというものを席上配付としてつけさせていただきました。

過不足がございましたら御指摘願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○深尾部会長 それでは、議事に入ります。

まず、前回の部会において中村委員から、「リラクゼーション業」の名称について、本来の英語の発音からすれば、「リラクセーション業」ではないかという御指摘がございました。

これについての回答を経済産業省から資料1によりお願いします。

○杳澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐 経済産業省です。

資料1について御説明を申し上げます。

まず、1番目といたしまして呼称に関する整理をしてみました。

(1)といたしまして、英和辞書にどういう表記があるかという観点で調べましたところ、中村委員の御指摘のとおり、英単語「Relaxation」の発音記号は、ここに書いてあるとおりでございますが、片仮名での発音表記は「リラクセーション」もしくは「リラクセイション」と表現することが多いことがわかりました。

(2)といたしまして、一方、JSTが運用しております技術用語の日英対訳辞書等がございますが、これだけではなく、これを含めて多くの学術系の対訳辞書において

「Relaxation」の対訳は、「弛緩」とか「緩和」などとともに、片仮名語といたしまして「リラックス」とか「リラクゼーション」、及び「リラクセーション」という表記が併記されている場合が多いことがわかりました。

(3)といたしまして、日本標準職業分類が21年12月に統計基準として設定されておりますが、この中で「429 他に分類されないサービス職業従事者」の内容例示に「リラクゼーションセラピスト」が追加表記されているという状況が確認できました。

これらを受けまして、2ポツといたしまして、「リラクゼーション」及び「リラクセー

ション」における呼称の認知度がどうなっているのかという観点で調査いたしました。

(1) といまして、今回、リラクゼーション業に関する新設を提案したときの根拠として御提示させていただきましたが、リラクゼーション業協会が平成24年1月に実施した電話調査によって、リラクゼーション業が主業と確認された事業所が4,883事業所ございまして、これらの事業所名に「リラクゼーション」または「リラクセーション」が含まれている事業所数は、全体のうち260事業所ございました。

内訳は、「リラクゼーション」が220事業所、全体の85%を占めております。

それに対しまして、「リラクセーション」が40事業所で、全体の15%であったということです。

(2) といまして、「リラクゼーション施設」及び「リラクセーション施設」をグーグルにより検索したところ、「リラクゼーション施設」のほうでは約16万9,000件ヒットいたしました。

それに引きかえ、「リラクセーション施設」に関しましては、約1万1,900件の検索結果であり、「ゼーション」と「セーション」を比べると、約14倍の差でございました。

「現代用語の基礎知識」において「リラクゼーション」を引くと、「くつろぎ、息抜き、休養、ゆったりすること。英音ではリラクセーション。」と記載されておるという事実がわかりました。

これらのことを踏まえまして、3ポツでまとめさせていただきますと、上記の考察により英単語「Relaxation」を和訳する際の片仮名表記としては「リラクセーション」が適切であると考えられますが、片仮名語（外来語）としては「リラクゼーション」及び「リラクセーション」はともに認知されている状況であると判断できると思います。

しかしながら、一般社会への呼称の認知度を比較すると、「リラクゼーション」表記がより深く浸透している状況にあると考えられます。

よって、今回の日本標準産業分類改定における新設細分類名称は「リラクゼーション業（手技を用いるもの）」としたいと考えておるところでございます。

以上です。

○深尾部会長 ありがとうございます。

今の説明につきまして、何か御意見、御質問がありましたら、どうぞ。

○中村委員 片仮名語という日本語があるのかどうか。片仮名語というのは、まず日本語かどうかということで、これは日本語なのか。

もうちょっときちんとお話をいたしますと、1の(1)で英語の発音としては「リラクセーション」であるということがはっきりしたと思いますが、辞書等で「リラクゼーション」というのがあるかということ、これはないと思うのです。

(2)は、日本でつくられたものですから、今までの慣例に相当引きずられている可能性がある。

(3)で、標準職業分類で「リラクゼーション」になってしまっているのは、ちょっと

残念だなという気がいたします。

2番で、「リラクゼーション」を名乗る施設が圧倒的で、「リラクセーション」というのはほとんどないということでもありますけれども、これも、要するに、慣例としてこういうふうに着しつあるということなのです。

ですから、こういう英語の発音としては適切でない片仮名表記がこれまで使われてきたという慣例があるので、それに統計基準も従うべきだということであれば、「リラクゼーション」ということでよろしいのかもしれませんが、そうではなく、統計基準というのは、あくまで最も適切な表記をしておいて、統計基準における適切な表記と異なるものは順次直していくというのが、統計基準の役割としてのあるべき姿と考えますので、この説明では納得できません。

慣例で言えば、例えばNHKニュースは、「ニュース」ですし、ニューヨークヤンキーズは、「ニューヨークヤンキース」ですから、そういう例は幾らでもあると思うのですけれども、これらの場合、ニュースとかヤンキーズは、そこにストレスがないのです。

「リラクセーション」は、そこにストレスがあるから非常に目立つということもあります。

○深尾部会長 日本語英語、片仮名語というのですか、例えば三種の神器を経済企画庁のお役人、香西さんが昔、外国人に説明しているときに、「テレビ、カー、クーラー」と言ったら一つも通じなかったというのをよく御自分で言われることがありますけれども、「テレビ」などというのも典型的な日本語英語で、恐らく標準産業分類の中でも「テレビ受像機」とか、そういう日本語的になったものが使われている場合がないことはないと思うのですが、一方で、おっしゃるとおり、我々は、まだ両方の利用がある状況である以上、統計基準の役割の一部としてできるだけ正しいほうに正していくという考え方もあると思うのです。

私のほうから質問ですけれども、「現代用語の基礎知識」には「リラクセーション」では載っていないのでしょうか。

○杳澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐 これは統括官室のほうで「現代用語の基礎知識」を引いていただいたので、経済産業省では、「現代用語の基礎知識」で「リラクセーション」を確認するという行為はしておりません。

○深尾部会長 日本語の辞書で「リラクセーション」でも載っているのでしょうか。今すぐにはわかりませんか。

この点について、ほかに御意見はないですか。どうぞ。

○佐藤専門委員 1の(3)のところに結論だけが書かれておりますけれども、そもそも標準職業分類のときにこの議論というのはなかったのかどうか、御存じの方はいらっしゃるでしょうか。

○深尾部会長 事務局、どなたか、わかりますか。

○荒井総務省政策統括官室国際標準分類専門官 これは内容例示という形で、項目ではな

いのですが、特段その用語について議論があったというような記録はございません。

○佐藤専門委員 残念ですね。

○深尾部会長 中村委員もおっしゃったとおり、日本標準職業分類のほうでこうなっているというのは、残念は残念ですね。

○中村委員 こんなことに時間をとるのも何ですので、私はあくまでも個人的には反対であるということですが、部会としてこれで採択するということであれば、結構ですので。

○深尾部会長 佐藤専門委員は、これについていかがですか。日本標準職業分類との兼ね合いもちょっとあると思うのです。

○佐藤専門委員 そのときどういう議論がなされたかというのは大変参考になると思うのです。

これは業として既にたくさんの事業者が存在しますので、今の統計基準部会の中でこれを議論すべきなのか、世論を喚起して業界団体でもう一度呼称について整理をすべきなのか。必ずしもこれは統計の課題ということではないのではないか。

したがって、ここで大宗を占めているものが「リラクゼーション業」という名称であり、先行する職業分類のほうでもそうなっているとしたら、ここで「リラクゼーション業」という形で整理をしますと、国の統計体系の中で2つの名称が存在してしまうということになってしまうので、ここは先行した事例に従うというふうにすべきなのではないかなど考えます。

○深尾部会長 ということで、委員の意見としては一応分かれている感じなので、あと委員と言うと私なのかなと思いますけれども、確かに中村委員のおっしゃる趣旨はわかるのですが、統計基準としての日本標準職業分類のこともありまして、「セッション」かどうかということは、恐らくそのときは議論されていないと思いますが、今回は「リラクゼーション」で認めるということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○佐藤専門委員 ただ、その経過は今回の議事録にはきちっと残しておいていただく。後にもしこの問題が蒸し返されたとき、そういう卓抜した御意見を中村委員が述べられたということは記録に残すべきではないかと思えます。

○深尾部会長 わかりました。では、そうさせていただきたいと思えます。

では、この件は「リラクゼーション」の原案のままということにさせていただきます。それで、議事録には残すということです。

以上で個別の審議は終了し、次に答申文案についての審議に入ります。

資料2の答申文案は、部会長案として事務局（内閣府統計委員会担当室及び総務省政策統括官室）と相談し作成したものです。

これをベースに審議したいと思えますので、まず事務局より答申文案の読み上げをお願いします。

○佐々木内閣府統計委員会担当室企画官 それでは、ところどころはしょると思いますけれども、読み上げさせていただきます。

「諮問第53号の答申 日本標準産業分類の変更について

本委員会は、日本標準産業分類の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

#### 1 変更の適否

日本標準産業分類については、以下の理由を踏まえ、別紙1のとおりとすることが適当である。」

と書きました。

「以下の理由を踏まえ」というのは下のほうなのですが、「別紙1」というのは、3枚ほどおめくりいただきまして、答申自体は6ページですけれども、その後ろに別紙1として「日本標準産業分類（第13回改定案）」というものをつけさせていただいております。このことをここでは「別紙1」として指しております。

別紙1をずっとおめくりいただきまして、7ページの裏側は8ページと打ってありますが、これは白紙でございます。

9ページに「大・中・小・細分類項目表」をつけさせていただきました。9ページの下「（以下略）」という形で終わっていますけれども、サービスも含んだ形のものを「別紙1」と考えているということでございます。

さらに、今回、新設・廃止等を判断するに当たりまして基準を設けさせていただきました。基本的な考え方というのを別紙2につけさせていただいております。後でここについて戻りますので、御確認をしていただければと思います。

では、答申文の本体に戻らせていただきます。

#### 「2 理由

##### (1) 『一般原則』の統計基準であることの明確化

総務省は、これまで分類項目と一体的に定めてきたものの統計基準に含めて公示していなかった『一般原則』についても、改めて統計基準として明確化することとしている。

『一般原則』は、『産業の定義』、『事業所の定義』等、日本標準産業分類の基本的な原則が記載されているもので、これを基に各種の統計調査の設計が為されている。よって、統計基準の定義を定める統計法『公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準』に該当することから、統計基準に含めることが適当である。

##### (2) 分類項目の変更

総務省は、『公的統計の整備に関する基本的な計画』において、統計基準の見直しは、設定後『おおむね5年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。』

とされており、前回改定から5年が経過したことから、新産業や新制度の状況、既存産業の状況変化等を踏まえ、以下の変更を行うこととしている。

なお、これらについては、個別の審議に先立ち、分類項目の新設、廃止等を検討する際の基本的考え方（別紙2）について各委員・専門委員の合意を得た上で、それに沿って審議を行い、結論を得たものである。」

以下、後ろの2ページ目、個別課題について書かせていただきました。前半の部分は諮問ですので、分類のところは少し飛ばす可能性があります。

#### 「ア 分類項目の新設

##### i 幼保連携型認定こども園

平成24年8月の『子ども・子育て関連三法』の成立・公布により、現行の認定こども園制度が改善され、学校及び児童福祉施設の法的位置付けを持つ単一の認可施設として、新しい『幼保連携型認定こども園』が制度化されることに伴い、『大分類O』、『中分類81』の下に『小分類819』及び『細分類8191』として『幼保連携型認定こども園』を新設することとしている。

これについては、新たな制度として幼稚園（『大分類O』に属する小分類）と保育所（『大分類P』に属する細分類）の機能を併せ持ち、かつどちらが主業であるかの識別が困難であることから、新たな分類項目を設ける必要がある。また、『大分類O』に位置付けることについては、小学校、中学校等の並びと同様の小分類となり、子どもが小学校、中学校と教育を受けていく連続性の中に位置付けることができること、『大分類P』に位置付け、『保育所』と同列の並びとした場合には細分類となり、小分類に比べ、より統計調査の結果が得にくくなることからいずれも適当である。

##### ii 市場調査・世論調査・社会調査業

市場・世論・社会に関する情報の調査・分析を行う事業所は、現在『大分類G』、『中分類39』、『小分類392』の下に『細分類3929』の中に含まれているが、これを同小分類の下に『細分類3923 市場調査・世論調査・社会調査業』として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、事業所の経済活動として明確に区分できること、ISICでも対応する分類項目があり、国際比較可能性も向上することなどから、適当である。

##### iii リラクゼーション業（手技を用いるもの）

手技を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行う事業所は、現在は主に『大分類N』、『中分類78』、『小分類789』の下に『細分類7899』の中に含まれていると考えられるが、これを同小分類の下に『細分類7893 リラクゼーション業（手技を用いるもの）』として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、『手



技を用いるもの』に限定することにより事業所の経済活動として明確に区分できること、ヘルスケア産業の振興や消費者保護政策立案等、今後の政策の展開においてヘルスケア産業を構成する一つの産業として統計調査の結果を把握する必要があるが見込まれることなどから、適当である。

#### iv ネイルサービス業

ネイル化粧品を用いてネイルケア、ネイルアートなどを手及び足の爪に施す事業所は、現在は『大分類N』、『中分類78』、『小分類789』の下の『細分類7899』の中に含まれているが、これを同小分類の下の『細分類7894 ネイルサービス業』として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、ネイルサービスに対する消費者の認知は確実に定着しており、ネイルサービス業振興と併せ消費者保護政策立案等、今後の政策の展開において統計調査の結果を把握することが必要であることなどから、適当である。

#### v コールセンター業

電話等により顧客サポート、苦情対応などの顧客対応の窓口業務を専門的に行う事業所は、現在『大分類R』、『中分類92』、『小分類929』の下の『細分類9299』に含まれているが、これを同小分類の『細分類9294 コールセンター業』として新設することとしている。

これについては、分類項目を新設する際の数量的な基準を満たしていること、事業所としての経済活動も明確に区分することができること、雇用対策のための企業誘致の施策等、今後の政策の展開において統計調査の結果を把握することが必要であること、国際標準産業分類でも対応する分類項目があり国際比較可能性も向上することなどから、適当である。

#### イ 分類項目の移動

現在、『大分類E』、『中分類12 木材・木製品製造業（家具を除く）』、『小分類121 製材業，木製品製造業』にある『細分類1213 床板製造業』を、『小分類122 造作材・合板・建築用組立材料製造業』へ移動し、『細分類1228 床板製造業』とすることとしている。

これについては、現在国内で生産されている床板の95%が、複合フローリングであり、『製材』のグループよりも『造作材』のグループの方が、実態をより反映するものと考えられることから、適当である。

#### ウ 分類項目名の変更

分類項目名について、以下のような変更を行うこととしている。」

としまして、裏面を見ていただきたいのですが、これは変更前と変更後のところが表になっておりますので、特徴だけ申し上げます。

まず、「小分類243」は、「暖房・調理等装置」を入れることにしています。

その下「小分類652」は、「商品投資顧問業」ということで、「顧問業」を入れるという形になっています。

3つ目は、今、申し上げた「小分類652」の細分類になりますけれども、変更前は、「小分類6521」に「国内市場」というのがございましたが、そこがなくなって、「6521」は、ただ単に「商品先物取引業」になる。

その下、同じく「652」の中ですけれども、「細分類6522」については、「商品投資顧問業」ということで、「顧問業」を入れる。

同じく「6529」も「顧問業」を入れるという形になっています。

その下は「小分類769 その他の飲食店」の中の一番最後「7699」ですので、今までは「他に分類されないその他の飲食店」ということで、「その他」の中の「その他」ということなので、名称を統一したということになっています。したがって、「7699 他に分類されない飲食店」という形にした。

最後は、「7993」に「写真プリント」を入れました。

これらについては、産業に係る制度の変更や活動内容をより適確に名称へ反映させたものであることから、適当である。

といたしました。

次に、「（3）前回統計審議会答申における指摘事項への対応」ということで、以下のとおりとしている。

次のページに行かせていただきます。

ここも表になっておりますので、概略を御説明させていただきます。

まず、「農業、林業」でございます。

ここは統合されたということで、指摘事項としまして、農業と林業のそれぞれについて、特に国勢調査の統計データが各種の施策上使われているということを考慮しまして、引き続き行政ニーズに対応したデータ把握ができること、そういった措置を講じることというふうになっております。

対応としましては、平成22年国勢調査の結果も、「うち農業」という形で表章しており、引き続き農業、林業を分けて見ることが可能となっております。

大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」につきましては、事業所の数が極めて少なく、統計利用上、マイニングに係るデータなどをどのような形で提供することが有効であるのかを考えるべきだとなっております。

これに対する対応ですけれども、マイニングの事業活動の類似性を考慮した場合、他の分類との統合の可能性、あるいは国際比較の観点、事業規模の将来性というものを含めて考えたところ、引き続きこの大分類は存続させるべきだということでございます。

3つ目の「不動産、物品賃貸業」は、大分類で統合されたもの。しかしながら、指摘の中では、「不動産業」は、大半の統計で単独扱いされています。したがって、継続性の観点から配慮を行うことが望ましいという指摘に対して、現在、経済センサス-基礎調査など

も「不動産業」について、継続性の確保の観点から結果の表章がなされているという対応になっています。

「無店舗小売業」については、統計調査の実査上の問題点等を把握・検討していく必要がある。

「管理，補助的経済活動を行う事業所」についても同じ指摘がされております。

これに対しては、経済センサス-基礎調査の実査、及び産業格付事務等を検証した結果、一定の事業所が捕捉されている、産業格付上も特に問題は見当たらなかった。

ただ、活動調査について若干の指摘がございました。したがって、答申文もこういう形にさせていただきました。

これらについては、おおむね適当であるが、「無店舗小売業」及び「管理，補助的経済活動を行う事業所」の実査上の問題点の把握・検証については、「3 今後の課題」に記すとおりである。

これは後で述べさせていただきます。

#### 「(4) その他

総務省は、今回の改定案には含まれていないが検討を行ったもののうち『調剤薬局』の属すべき大分類の変更、『レッカー車業』の細分類の新設について、諮問の妥当性や今後の検討作業の課題についての意見を求めている。

これらについては、次のとおりである。

ア 『調剤薬局』については、日本標準産業分類は業法による分類ではなく、医薬品の販売という経済活動に着目して小売業としていること、国際比較の観点からも国際標準産業分類や諸外国の産業分類は小売業に位置付けていることから、大分類の変更を行わないことは適当である。ただし、『薬局』とは『薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所』と法令で定義されており、処方せんに基づく調剤を行っている多くの薬局からは、法令に基づく名称でない『調剤薬局』という分類項目名は不適切であるとの指摘があることから、『調剤薬局』という分類項目名について、今後、統計調査の実査上の観点も踏まえ検討を行う必要がある。

イ 『レッカー車業』については、その実態把握が十分できていないことから、今後、関係府省において引き続き情報収集を行った上で、細分類項目の新設の適否を検討することは、適当である。なお、その際には、国際比較の観点から、上位分類の妥当性も含めて検討を行う必要がある。

### 3 今後の課題

『公的統計の整備に関する基本的な計画』における『公示した統計基準について、設定又は改定からおおむね5年後を目途に、経済・社会の環境変化等を踏まえ、当該基準の改定の必要性について検討し、見直しの可否を含めた結論を得る。』に基づき今回、日本標準産業分類の変更について検討を行い、必要な変更を行うこととしたが、

今後においてもその趣旨を踏まえ、適時適切に見直しの検討を行う必要がある。その際には、分類項目や一般原則について、今回の変更では活用できなかった経済センサス-活動調査の結果や実施状況等を十分活用するとともに、国際比較性をより向上させる観点からの検討を行う必要がある。

また、特に以下の事項について今後検討する必要がある。

(1) 一般原則について

『第3項分類の基準』において3つの基準を順序付けて記載しているが、国際標準産業分類における記載内容と比較し、その妥当性を検討する。」

と、この部分だけを特出しをさせていただいて、あと、経済センサス-活動調査とかいうところは議事録扱いにさせていただいたという形になっております。

「(2) 『無店舗小売業』及び『管理，補助的経済活動を行う事業所』について

前記『2(3) 前回(第12回改定)統計審議会答申における指摘事項への対応』において、『無店舗小売業』及び『管理，補助的経済活動を行う事業所』の実査上の問題点の把握・検証を『平成21年経済センサス-基礎調査』を用いて行っているが、今後引き続き、販売額や経理事項を調査事項としている『平成24年経済センサス-活動調査』においても問題点の把握・検証を行う必要がある。

なお、『無店舗小売業』については、現在は『店舗を持たない小売業』としているため、インターネットによる通信販売が売上げの大宗を占めていても、店舗があれば『無店舗小売業』とならないことについて、今後増加するとみられるこれらの活動の実態をより正確に把握する観点から見直す必要がないかを検討する。」

以上が答申案でございます。

ちなみにメーンの方には論点メモという形で席上配付資料を御用意させていただいておりますが、論点メモで申し上げますと、1の「分類項目の新設等を検討する際の基本的考え方」は、答申文のところで言いますと、1ページの一番下のところに「別紙2」という形で記述をさせていただいております。

2の「日本標準産業分類の一般原則について」というのは、答申文で言いますと、1ページ目の2の(1)に書かせていただいたという形になっています。

3の「前回の指摘事項について」は、先ほど申し上げた5ページの表で総括をさせていただいている。

4の「今回の改定内容について」は、特に新設したところでございますが、2の(2)、要するに、2ページ目のところから記述をさせていただきました。

論点メモの5の「その他の事項の検討」の「調剤薬局」と「レッカー車業」は、5ページ目に書かせていただきました。

6の「今後の課題」は、6ページで書かせていただいたということになっておりますので、一応論点メモに記載されているものは全て網羅させていただいた形での答申文になってい

るかなと思っています。

御審議いただければと思います。

○深尾部会長 ありがとうございます。

ただいまの答申文案について、御意見、御質問がありましたらお願いします。

私は2点あります。

1 ページ目の下から6行目「前回改定（平成19年）から5年が経過したことから」となっていますけれども、今、25年ですから、「6年」のような気がするのですが、これはちょっと確認していただきたい。「5年後を目途に」と書いてあるのに、それを過ぎているという意味では書きにくいのかもかもしれませんけれども、何か計算できないみたいであれなので、一応確認をしたほうがいいのかと思います。

もう一つ確認したいのは、4ページの例えば「商品投資顧問業」とか、これは担当府省からも説明をしていただいたと思うのですが、変更についての一覧表がありますが、この変更の理由について、できれば後日はっきりわかったほうが良いと思うのですが、諮問にはこの説明は入っていましたか。

○荒井総務省政策統括官室国際標準分類専門官 入っていません。

○深尾部会長 もし可能であれば、注記の形でこの表の下に、簡単でいいので理由をそれぞれ書いたほうが良いのではないのでしょうか。それは可能ですか。

○荒井総務省政策統括官室国際標準分類専門官 はい。

○深尾部会長 済みません、事前に気がつきませんで。

○池田総務省政策統括官室統計審査官 全ての項目についてでしょうか。

○深尾部会長 一番下2つ、「写真現像」が「プリント」とかいうのは自明だと思うのですが、恐らく「調理等装置」から始まって「商品投資顧問業」のところまで、上から2つ目から4つ目は金融庁関係の制度変更等に対応しているのだと思いますが、一応それを。

「暖房・調理等装置」は、どうして変えたのですか。もともと問題があったのですか。

○池田総務省政策統括官室統計審査官 これは、もともと下の分類に「調理等」が入っていましたので、それを上の分類でもわかるように修正をしたいということでございます。

○深尾部会長 わかりました。

それは検討していただくということによろしいでしょうか。

○池田総務省政策統括官室統計審査官 わかりました。

○深尾部会長 いただいた御意見は大体盛り込めたかなと思うのですが、特に落ちている点とか、ほかに何か気がつかれた点、こういう表記は変えたほうが良いとかありましたら、御意見をお願いします。どうぞ。

○守屋日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ企画役補 資料に関する確認なのですが、9ページ「大・中・小・細分類項目表」というのは、1枚目だけということで、「以下略」と書いておられるかと思うのですが、答申案では、省略することなく全て記載することを想定しておられるということでしょうか。

たしか5月24日の会合のときに新旧比較表があったかと思うのですが、そういったものも想定しておられるかという点について教えてください。

○荒井総務省政策統括官室国際標準分類専門官 新旧までは想定しておりません。

○守屋日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ企画役補佐 そういたしますと、新旧表については、5月24日の第1回目の会合のところでお配りいただいたもので確定という理解でよろしいでしょうか。

○荒井総務省政策統括官室国際標準分類専門官 はい。

○守屋日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ企画役補佐 ありがとうございます。

○荒井総務省政策統括官室国際標準分類専門官 補足いたしますと、最終的にはこういう冊子をまた作成したいと思いますので、そこには新旧表は入れておきたいと思っております。

○深尾部会長 よろしいですか。特に問題はないですか。どうぞ。

○佐藤専門委員 答申文案の「無店舗小売業」の整理でございますが、ここで確かに答申文案としては、「無店舗小売業」については店舗を持たない小売業、売り場面積ゼロという整理で、「無店舗小売業」を定義してしまっているために、その部分の売上が非常に大きいけれども、店舗を持っているとゼロになってしまうということを指摘していただいたのは、大変ありがたいことだと思うのですが、もう一点、私が以前に御指摘申し上げたのは、ビジネスモデルとして、店舗面積ゼロという問題のほかに、マーケットプレイスというビジネスモデルを展開している企業群、具体的に言えば、アマゾンですとか、楽天ですとか、ヤフーといった大きい企業の売上というのは、実は「大分類G－情報通信業」というところに入ってしまって、これはあくまでも売場の提供をしているのだという整理になってしまっておりますので、そのままにしておきますと、いつまでたってもこの部分の売上というのが、経済統計の中に出てこない、あるいは、「情報通信業」の中に出てきてしまって、「インターネット付随サービス」というものと同格に扱われてしまうということになりますと、あたかも日本で物品の販売というのが2割、3割の比率だけ無いという統計の整理になってしまう可能性があるのですが、このことについては、今後是非、この部分のマーケットプレイスの売上が、大きくなってきたときに、きちっとこれを分類体系の中に整理していただくような発言というのが、この時点でもう既にあったということを議事録には留めていただきたいということでございます。

答申文案については、現時点でこの整理で異存はございません。

○深尾部会長 結構、確かに大事な問題だと思うのですが、中村委員、これについて何か御意見ございますか。

○中村委員 私はそんなに知識がないものですが、お聞きすれば、大変な問題ですよ。いわゆる無店舗小売業とマーケットプレイスの本質な相違はどこにあると考えるのか。あまりないような気がいたしますので、検討が必要だと思われま。

○深尾部会長 これ、事実関係について、どこか府省で、経済産業省ですかね。把握されていることを教えていただければと思います。

○杳澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐 数值的に、マーケットプレイス等に関して、どれだけの大きな金額があるか等に関して、公的な統計で明確になっているものはないという認識を持っております。

ただ、佐藤専門委員が御指摘いただいた今の点に関しましては、確かにインターネット付随サービスと無店舗小売、卸小売業の境目がどこにあるのかを含めて、不明瞭だという問題意識も持っておるところでございますが、最終的にどうあるべきかに関して、経済産業省として明確な方向性を現在持っているかという点と残念ながら持っていない状況ですので、次回に向けてここを整理する必要があるという認識においては、経済産業省は同意できる状況でございます。

○深尾部会長 規模的に見ても恐らく大きい問題だと思いますので、議事録だけではなくて、書きぶりは、事務局、経産省等と相談する必要がありますが、もし可能であれば、答申文に今後検討する必要があると、例えば「無店舗小売業」と並べた形で入れてもいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤専門委員 そうしていただけますと大変ありがたいですね。現にマーケットプレイス業をやっているところは、マーケットプレイスを提供したことの収益とこれとは別に、マーケットプレイスを通過した物品販売の量を合わせたものを「流通総額」という表現で、既に市場規模が巨大であるということも社会に対して発信しておりますし、お互いに流通総額で競っているということもございますので、できれば、議事録だけでなく、本体の中で整理をしていただくと、大変ありがたいと思います。

○深尾部会長 可能性でしょうか。

○池田総務省政策統括官室統計審査官 案文を確認いたしまして、御相談をさせていただきますと思います。

○荒井総務省政策統括官室国際標準分類専門官 楽天みたいなものは、いわゆる、システムを提供して、小売店から手数料を得るという、「情報通信業」となっている。

○佐藤専門委員 楽天が始めたああいう形のマーケットプレイス・ビジネスモデルというのは、他社もこれの効果が大きいものですから、アマゾンも改めて始めましたし、ヤフーももともと持っているということで、ビッグスリーが共通にこのビジネスモデルを持っているわけですね。

したがって、月額料金を徴収して情報通信業としてマーケットプレイスを提供している。要するに、テナントを募集して、自分たちは大家業をやっているという部分の売上だけでは、楽天もヤフーも、あるいはアマゾンも見れなくなってしまったということでございますので、この3社共通と考えるべきだと思います。

しかも、上位集中してきておりますので、当初あった細かなビジネスは、この3社にみんな吸収されてしまっている。今のうちから整理をしていただいた方が、後々のためにも

早いアプローチになるのではないかと思います。

○沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐 今の件に関連してですが、前回の分類改定の時の議事録で、「無店舗小売業」に関して述べられている部分がございます。その中で、現在の「細分類6199」というところが、「無店舗小売業」の中の「その他の無店舗小売業」という細分類がございまして、小売業に関する代理・仲立業は「細分類6199」に属するのではないかという議論がされております。

経済産業省としては、先ほど述べた時、ちょっと舌足らずだったのですが、何が不明瞭かということ、実は無店舗小売におけるというよりは、小売業における代理・仲立業とマーケットプレイス業の実態は同じなのか、どうなのかということが、判断がつかない部分がございます。

もし実態が同じなのであれば、先ほどの楽天モールで、楽天自身が出店者から得る手数料が、代理・仲立に該当ならば、現在でもそれは「インターネット付随サービス」ではなく、「無店舗小売業」に入るのが妥当ではないかという考え方も出てくると思われれます。

ただ、先ほども申しましたとおり、政府統計としてその辺の数字が明確でない上に、外部から楽天の営業収益等を分析することもできないために、実際、実態がどうなっているのかがわからない状況です。

整理してもう一回言い直しますと、要は小売に着目した代理・仲立業と現在インターネット付随サービス業で捉えているモール出品に関してどういう関連性があるのかに関して調査をした上で、分類としての考え方を明確にするべきだというのが現在、経済産業省が考えているところでございます。

○深尾部会長 やはり、非常に重要な問題であり、ただし、判断について府省でも検討中ということですので、「今後の課題」に何らかの形で記述する。記述の詳細については、こちら側にお任せいただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○深尾部会長 では、その方向で進めたいと思います。

ほかによろしいですか。

では、答申文案の審議はこれで終了します。

本日出された修正意見は答申文に反映することとします。具体的には、私が提起した1ページ「5年が経過した」というところは「6年」ではないかという点。

4ページ目、特に「商品投資顧問業」等、制度変更にかかわるものを中心に、制度変更の背景、どういうことがあってこうなったのかというのを簡単に注記していただくということ。

6ページのところで、今、佐藤専門委員から御指摘があったマーケットプレイス業、アマゾンとか楽天等の活動を産業分類にどう反映させていくかということについて、今後検討する必要があるという旨を明記するというのを反映したいと考えます。

よろしいでしょうか。どうぞ。



○池田総務省政策統括官室統計審査官 遅くなりましたが、先ほど御下問がございました「現代用語の基礎知識」の関係ですが、結局、「現代用語の基礎知識」のほうでは濁らない表記はございませんでした。報告だけさせていただきます。

○深尾部会長 ありがとうございます。

社会一般で流布しているのは、残念ながら間違っただ表現のほうが中心になっているというこの確認にはなったかと思えます。

では、これで審議は一応全部終わったことになります。

本部会の予備日を9月13日午前中に確保しておりましたが、これは開催しないこととします。

なお、答申文案については、今後、事務的な文書審査を経て、9月27日に開催される統計委員会で答申されることとなります。その過程で一部修正されることもあり得ますが、そこについては部会長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○深尾部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○野口厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室長 厚生労働省でございます。本日は、答申の御審議ありがとうございます。

「調剤薬局」の関係も答申に御指摘いただきまして、本当にありがとうございます。

厚生労働省といたしましては、前回御議論いただいた中身もでございます。さまざまな機会、例えば「経済センサス-活動調査」の結果などを踏まえた実態把握、そういった機会も活用いたしまして、議論に必要な論点の整理を今後とも引き続き行わせていただきたいと思いますので、皆様、今後ともよろしく願いいたします。

○深尾部会長 この点については何か御意見ないですか。よろしいですか。

よろしければ、これで諮問第53号の日本標準産業分類の変更に係る統計基準部会の審議を終了します。委員、専門委員及び審議協力者の皆様には、大変お忙しいところ円滑な審議に御協力いただきまして、ありがとうございました。

これで終わります。